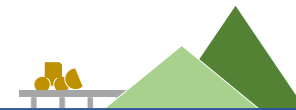



# 中東情勢の変化による 建設資材の流通状況を踏まえた 設計変更ガイドライン



 新潟市

都市政策部技術管理課

第1.0版

令和8年7月7日



# 1 ガイドラインの目的と概要



## ガイドラインの目的

- 国が、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めていますが、今般、受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により対応いたします。
- 本ガイドラインは、実施にあたり、必要となる事項を定めたものです。
- なお、本ガイドラインは情勢の変化に合わせ、適宜見直します。

## 対象となる工事

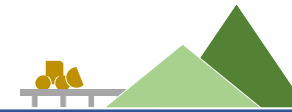
- 中東情勢の影響により、調達検討資材について、別途調達経費が必要となる工事

## 設計変更の対象期間

- 調達検討資材の購入に関する設計変更の協議を令和8年7月7日から当面の間に行うものを対象とします。
- 令和8年7月7日より前に購入した調達検討資材も監督員との協議により対象とします。
- 本ガイドライン運用の終了は改めてお知らせいたします。



## 2 調達検討資材と別途調達経費



### 手続きの流れ

※ 購入済み資材の場合、①と②を同時に実施してください。



### 調達検討資材

- ナフサ由来の建設資材を対象とします。
- 一般財団法人経済調査会や一般財団法人経済物価調査会等の機関や各資材メーカーにより、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されているものとしてします。

※ 上記以外の資材は、これまでどおり、単品スライド等で対応いたします。

### 別途調達経費

- 次の経費を対象とします。
  - 設計図書に示された資材の調達ができず、代替資材に変更する場合の材料価格（ただし、監督員が工事目的物の完成に支障がないと認めた場合に限る。）
  - 通常の流通経路では調達できなくなった資材の運搬経費（ただし、資材メーカー等の公表文等が必要）
  - 実際の購入価格が、設計単価を上回る見込みの調達検討資材の材料価格（事前の見積書提出や購入価格を確認するため、請求書等を確認します。）



# 3 設計変更の協議

## 協議に必要な書類

工事打合せ簿に下記書類を添付して、協議してください。

- 調達検討資材に関する協議書（様式1）
- 調達検討資材に該当することがわかる一般財団法人経済調査会や一般財団法人経済物価調査会等の機関、各資材メーカーのHPや公表文等の写し
- 購入予定先に加え、可能な限り他2者の見積り  
（購入予定価格の妥当性判断の参考にします）
- 代替資材の場合、設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）

様式 1

調達検討資材に関する協議書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	調達予定価格

(注)

種別は、①～③のいずれかを記入する。

- ① 設計図書に示された資材の調達ができず、代替資材に変更する場合の材料価格
- ② 通常の流通経路では調達できなくなった資材の運搬経費
- ③ 実際の購入価格が、設計単価を上回る見込みの調達検討資材の材料価格



# 4 購入資材の報告

## 報告に必要な書類

工事打合せ簿に下記書類を添付して報告してください。

- 調達検討資材に関する実績報告書（様式2）
- 調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等

様式 2

調達検討資材に関する実績報告書

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	購入価格

(注)

種別は、①～③のいずれかを記入する。

- ① 設計図書に示された資材の調達ができず、代替資材に変更する場合の材料価格
- ② 通常の流通経路では調達できなくなった資材の運搬経費
- ③ 実際の購入価格が、設計単価を上回る見込みの調達検討資材の材料価格



## 5 設計変更にかかる単価と数量

### 設計変更にかかる単価

- 購入月の市設計単価表及び物価資料掲載価格（見積単価の場合は、変更前の設計単価）と比較して+30%以内であれば、受注者の購入価格を採用します。
- 比較した結果+30%を超える場合、発注者で見積の徴収や近隣工事における状況、調査機関へのヒアリングなどで妥当性を確認します。

### 対象数量

- 供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に調達された数量を対象とします。
- 調達検討資材を分割して購入した場合、購入毎に対象数量を算定します。
- 対象数量の算定方法は、通常の積算時同様に材料のロス分を考慮します。
- 設計単価が材工共で、材料のみの数量が示されていない場合は、受発注者間で協議して対象数量を決定します。

### 材工共の変更前の設計単価の取り扱い

- 土木工事における土木工事標準単価などは、調達検討資材の当初積算単価適用月の物価資料掲載価格を当初設計における材料単価とします。
- 営繕工事における市場単価や単位施工単価、見積単価などは、類似歩掛りなどの材料費の割合を乗じたものを当初設計における材料単価とします。



# 6 設計変更の方法

## 設計変更の方法

- 原則、変更前設計書の材料単価を受注者の購入価格に置き換えて、変更後設計書を作成し、変更請負金額を算定します。
- 土木工事において、材料費が分離できない土木工事標準単価などは、受注者の購入価格と変更前設計書の材料単価の差額を計上して算定を行います。
- 長期にわたる工事で、中東情勢の変化以外の要素による価格上昇が見込まれる場合、基準日をこのガイドラインによる設計変更の前とするインフレスライドを受発注者間で協議します。
- 変更後の設計図書に、調達検討資材に関する調達検討資材に関する特記仕様書（様式3）を添付します。
- 設計図書に示された資材の調達ができず、代替資材に変更する場合は、図面及び設計書の資材名称を代替資材に変更します。

### 様式3

#### 調達検討資材に関する特記仕様書

本工事において「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更ガイドライン」にもとづき設計変更を実施した資材は下記のとおりである。

種別	資材名	仕様・規格	対象数量

(注)

種別は、①～③のいずれかを記入する。

- ① 設計図書に示された資材の調達ができず、代替資材に変更する場合の材料価格
- ② 通常の流通経路では調達できなくなった資材の運搬経費
- ③ 実際の購入価格が、設計単価を上回る見込みの調達検討資材の材料価格